

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○日本中央競馬会の平成二十七年事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（七〇）

○国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（七一）

〔省 令〕

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境六）

〔告 示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務一四九）

○家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項の農林水産大臣が定める区域を定める件（農林水産五三〇）

○保安林の指定をする件（同五三一～五三六）

○水源地域対策特別措置法の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域整備計画を決定した件（国土交通三二二）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同三二三）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同三一四）

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

裁判所

本号で公布された
法令のあらまし

◇日本中央競馬会の平成二十七年事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（政令第七〇号）（農林水産省）

1 日本中央競馬会が、平成二十七事業年度において、平成二六事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とする事とした。

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（政令第七一号）（厚生労働省）

1 保険者支援制度、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の恒久化に伴い、従来、附則において暫定措置として規定していた関係条文を、本則に規定することとした。（第一条及び第二条関係）

2 保険財政共同安定化事業の事業対象を三〇万円を超え八〇万円以下の医療費から八〇万円以下の医療費に拡大することに伴い、同事業の交付金及び拠出金の金額の算定方法について所要の改正を行うこととした。（第二条関係）

3 この政令は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

政令

日本中央競馬会の平成二十七年事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十号

日本中央競馬会の平成二十七年事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、日本中央競馬会の平成二十七年事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令を制定する。

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の平成二十五事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止）

2 日本中央競馬会の平成二十五事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（平成二十五年政令第五十二号）は、廃止する。

農林水産大臣 林 芳正
内閣総理大臣 安倍 晋三

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十一号

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十条第一項、第七十二条の四、第八十一条並びに第八十一条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）
第一条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第二項第一号イ中「保健事業に要する費用の額」の下に、「法第八十一条の二第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る費用の額」の納付に要する費用の額、同条第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る費用の額（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く）の納付に要する費用の額の二分の一に相当する額を加え、同号ロ中「第七十二条の四」を「第七十二条の五」に、「その他」を「法第八十一条の二第一項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

附則第六条から第十二条までを次のように改める。

第六条から第十二条まで 削除

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）
第一条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「繰入金」の下に「及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額」を加える。

第四条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「国民健康保険に関する特別会計への繰入れ等」を付する。

第四条の四中「第七十二条の四」を「第七十二条の五」に改め、同条を第四条の五とする。

第四条の三の次に次の一条を加える。

第四条の四 法第七十二条の四第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れられる額は、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる合算額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる合算額とする。

一 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課された保険料（介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く）の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の被保険者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にイ及びロに掲げる数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして賦課された介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の令第二十九条の七第一項に規定する介護納付金賦課被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という）の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にハ及びニに掲げる数を合計した数を乗じて得た額との合算額

イ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ロ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

ハ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

二 当該市町村における当該年度の令第二十九條の七第五項第三号口に掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九條の七第五項第三号口に定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

二 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして課された国民健康保険税(介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税を除く)の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の被保険者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にイ及びロに掲げる数を合計した数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして課された介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の地方税法第七百三條の四第二十二項に規定する介護納付金課税被保険者(以下「介護納付金課税被保険者」という。)の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にハ及びニに掲げる数を合計した数を乗じて得た額との合算額

イ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第五十六條の八十九第二項第二号イに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六條の八十九第二項第二号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ロ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六條の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六條の八十九第二項第二号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

ハ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六條の八十九第二項第二号イに掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六條の八十九第二項第二号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ニ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六條の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六條の八十九第二項第二号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

2 法第七十二條の四第一項の規定による繰入れは、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計(同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘定)に繰り入れるものとする。

3 法第七十二條の四第二項及び第三項の規定による負担は、同条第一項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

第六條中「前条第十項」を「第五條第十項」に改め、同条を第十七條とする。

第五條の次に次の十一條を加える。
第六條 法第八十一條の二第一項第一号に掲げる交付金(以下「高額医療費共同事業交付金」という。)及び同項第二号に掲げる交付金(以下「高額医療費共同事業交付金」という。)は、毎年度国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が当該連合会の会員である市町村(以下「会員市町村」という。)に対して交付するものとする。

第七條 保険財政共同安定化事業交付金の額は、次に掲げる額の合算額(前期高齢者交付金がある場合は、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち第一号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢者被保険者(高齢者医療確保法第三十二條第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち市町村が行う国民健康保険の被保険者をいう。以下この条及び次条において同じ)の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額)の百分の五十九に相当する額(以下「保険財政共同安定化事業基準拠出対象額」という。)とする。

一 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における、当該会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の被保険者が同一の月にそれぞれ一(1)の病院、診療所、薬局その他の者(次条において「病院等」という。)について受けた療養に係る費用の額(当該療養(令第二十九條の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く)につき法第五十六條第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)の第九條に規定する額までの部分の額の合算額に給付率を乗じて得た額

二 当該年度の前期高齢者納付金の額のうち前号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2 前項第一号に規定する給付率は、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の一月一日から前々年度の十二月三十一日までの間における、全ての会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額を当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の一月一日から前々年度の十二月三十一日までの間における全ての会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額(当該療養(令第二十九條の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く)につき法第五十六條第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)並びに移送費の支給に要した費用の額の合算額で除して得た率とする。

第八條 高額医療費共同事業交付金の額は、次に掲げる額の合算額(前期高齢者交付金がある場合は、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち第一号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額)の百分の五十九に相当する額(以下「高額医療費共同事業基準拠出対象額」という。)とする。

一 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における、当該会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の被保険者が同一の月にそれぞれ一(1)の病院等について受けた療養に係る費用の額(当該療養(令第二十九條の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く)につき法第五十六條第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が次条に規定する額を超えるものの当該超える部分の額の合算額

二 当該年度の前期高齢者納付金の額のうち前号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2 前項第一号に規定する給付率は、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の一月一日から前々年度の十二月三十一日までの間における、全ての会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額を当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の一月一日から前々年度の十二月三十一日までの間における全ての会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額(当該療養(令第二十九條の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く)につき法第五十六條第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)並びに移送費の支給に要した費用の額の合算額で除して得た率とする。

第八條 高額医療費共同事業交付金の額は、次に掲げる額の合算額(前期高齢者交付金がある場合は、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち第一号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額)の百分の五十九に相当する額(以下「高額医療費共同事業基準拠出対象額」という。)とする。

一 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における、当該会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の被保険者が同一の月にそれぞれ一(1)の病院等について受けた療養に係る費用の額(当該療養(令第二十九條の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く)につき法第五十六條第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が次条に規定する額を超えるものの当該超える部分の額の合算額

二 当該年度の前期高齢者納付金の額のうち前号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2 前項第一号に規定する給付率は、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の一月一日から前々年度の十二月三十一日までの間における、全ての会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額を当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の一月一日から前々年度の十二月三十一日までの間における全ての会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額(当該療養(令第二十九條の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く)につき法第五十六條第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)並びに移送費の支給に要した費用の額の合算額で除して得た率とする。

第八條 高額医療費共同事業交付金の額は、次に掲げる額の合算額(前期高齢者交付金がある場合は、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち第一号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額)の百分の五十九に相当する額(以下「高額医療費共同事業基準拠出対象額」という。)とする。

二 当該年度の前期高齢者納付金の額のうち前号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢者被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

(法第八十一条の二第二項第一号の政令で定める額)

第九條 法第八十一条の二第二項第一号の政令で定める額は、八十万円とする。

(保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金を徴収する方法)

第十條 法第八十一条の二第二項の政令で定める方法は、連合会が次条から第十三条までの規定に基づき定めた額の拠出金を毎年度会員市町村から徴収する方法とする。

2 法第八十一条の二第二項の拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金とする。

(保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金)

第十一條 前条第二項の保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金の額は、会員市町村の標準保険財政共同安定化事業拠出金及び標準高額医療費共同事業拠出金の額を基準として、連合会が定める。

第十二條 前条の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、前々年度における各会員市町村の被保険者の数を同年度における会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

二 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、前々年度及びその直前の二箇年度における各会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額を前々年度及びその直前の二箇年度における各会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

2 前条の標準高額医療費共同事業拠出金の額は、当該年度における会員市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額の合計額に、前々年度及びその直前の二箇年度における各会員市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額を前々年度及びその直前の二箇年度における各会員市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金)

第十三條 第十条第二項の保険財政共同安定化事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の保険財政共同安定化事業交付金を交付する事業(第十六条において「保険財政共同安定化事業」という。)に関する事務の処理に要する費用の見込額に前々年度における各会員市町村の被保険者の数を同年度における各会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額を基準として、連合会が定める。

2 第十条第二項の高額医療費共同事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の高額医療費共同事業交付金を交付する事業(第十六条において「高額医療費共同事業」という。)に関する事務の処理に要する費用の見込額に前々年度における各会員市町村の被保険者の数を同年度における各会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額を基準として、連合会が定める。

(法第八十一条の二第三項の政令で定める基準)

第十四條 法第八十一条の二第三項の政令で定める基準は、第十条及び第十一条(法第八十一条の二第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る部分に限る。)並びに前条第一項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第十一条の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額を、第十二条第一項の規定にかかわらず、イ及びロに掲げる額の合算額とする。

イ 当該年度における各会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に、前々年度における各会員市町村の被保険者の数を同年度における各会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

ロ 当該年度における各会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に、前々年度及びその直前の二箇年度における各会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額を前々年度及びその直前の二箇年度における各会員市町村の被保険者の数を同年度における各会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

二 前号イに掲げる額については、都道府県が必要と認めるときは、イ及びロに掲げる額の合算額とする。

イ 当該年度における各会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に被保険者拠出割合を乗じて得た額に、前々年度における各会員市町村の被保険者の数を同年度における各会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

ロ 当該年度における各会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に、一から被保険者拠出割合を控除した割合を乗じて得た額に、前々年度における各会員市町村の被保険者の所得の合計額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を同年度における各会員市町村の被保険者の所得の合計額として当該厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

三 第一号イ及びロ並びに前号イ及びロの基準割合は、二分の一以上の割合とすること。
四 第二号イ及びロの被保険者拠出割合は、被保険者の所得及び被保険者の数の会員市町村間における格差を勘案して定める割合とすること。

(国及び都道府県の負担)

第十五條 国及び都道府県は、毎年度、当該年度における標準高額医療費共同事業拠出金の額の四分の一に相当する額を、それぞれ負担するものとする。

(省令への委任)

第十六條 第六条から前条までに規定するもののほか、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則第四条中「及び第四条から第四条の三」を「第四条から第四条の四まで、第七条、第八条及び第十二条から第十四条」に改め、同条の表に次のように加える。

第四条の四第一項 第一号	賦課された	賦課された一般被保険者に係る
	被保険者の総数	一般被保険者の総数
第四条の四第一項 第一号イ及びロ	以下	以下
	被保険者	一般被保険者に限る。以下
第四条の四第一項 第二号	課された	課された一般被保険者に係る
	被保険者の総数	一般被保険者の総数
以下	以下	以下
	被保険者の総数	一般被保険者に限る。以下

第四條の四第一項 第二号イ及びロ 第七條第一項第一 号及び第二項第一 八條第一号並びに 第十二條第一項第 一号	被保険者	一般被保険者
第十二條第一項第 二号及び第二項	二箇年度における	二箇年度における一般被保険者に係る
第十三條及び第十 四條第一号イ	被保険者	一般被保険者
第十四條第一号ロ	二箇年度における	二箇年度における一般被保険者に係る
第十四條第二号イ 及びロ並びに第四 号	被保険者の	一般被保険者の

附則第十四條の二から第二十二條までを削る。
附則第二十三條の表第五條第一項第一号イの項中「附則第二十三條第一項」を「附則第十五條第一項」に改め、同条を附則第十五條とする。

附則

- 1 (施行期日)
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 (経過措置)
平成二十二年年度から平成二十六年年度までの各年度における国民健康保険組合に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。

省 令

○環境省令第六号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）附則第五條の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年三月十一日

環境大臣 望月 義夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。
6 令附則第五條の環境省令で定める施設は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）第三條に規定する区域内に所在する施設であつて、廃棄物の保管の用に供されるものとする。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○法務省告示第四十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十七年三月十一日

法務大臣 上川 陽子

- 住所 福岡市南区市崎 1 丁目 13 番 17 号 葉梨花 昭和 51 年 6 月 18 日生
- 住所 東京都北区西が丘 3 丁目 9 番 14 号 葉秀峰 平成 13 年 10 月 6 日生
- 住所 横浜市青葉区大塚町 334 番地 9 ヴァムード・フアルシバングラドジュール 昭和三十九年 2 月 27 日生
- 住所 ナジラ・モグウラリアグダニ 昭和三十九年 3 月 21 日生
- 住所 ローヌ・フアルシバングラドジュール 平成 16 年 9 月 21 日生
- 住所 千葉県浦安市北栄 4 丁目 6 番 16—602 号 レイラ・バキリ・シヤニル 昭和三十九年 12 月 4 日生

- 住所 川崎市麻生区上麻生 3 丁目 2 番 1—728 号 ヤナヰマツチ・カシ 昭和三十九年 8 月 17 日生
- 住所 東京都港区六本木 2 丁目 2 番 2—508 号 林 昭和三十九年 1 月 24 日生
- 住所 横浜市中央区新山下 3 丁目 15 番 3—202 号 温和永 昭和三十九年 12 月 1 日生
- 住所 東京都調布市国領町 7 丁目 41 番地 12 陳瑞賢 昭和三十九年 12 月 1 日生
- 住所 千葉県若葉区高品町 198 番地 24 ムルゲタ・アセネ・ワセツン 昭和三十九年 8 月 6 日生
- 住所 福岡市中央区小笹 5 丁目 22 番 50—203 号 飛音 昭和三十九年 4 月 7 日生
- 住所 川崎市中原区上新城 2 丁目 6 番 16 号 呉成浩 昭和三十九年 9 月 13 日生
- 住所 東京都千代田区神田神保町 1 丁目 42 番地 2 健藏 昭和三十九年 10 月 25 日生
- 住所 埼玉県三郷市中央 1 丁目 2 番地 1 陳鼎峰 昭和三十九年 12 月 9 日生
- 住所 静岡市清水区由比 432 番地 6 王家形 昭和三十九年 4 月 23 日生
- 住所 大阪府八尾市東久宝寺 1 丁目 5 番 27 号 康史織 平成 3 年 4 月 11 日生
- 住所 千葉県 平成 4 年 6 月 12 日生 展愛純
- 住所 山梨県甲府市下河原町 3 番 8—316 号 劉傑 昭和三十九年 5 月 14 日生
- 住所 東京都豊島区北大家 2 丁目 6 番 3 号 凌霞 昭和三十九年 4 月 12 日生
- 住所 長野県松本市波田 8134 番地 7 陳秀麗 昭和三十九年 3 月 15 日生
- 住所 青森県弘前市大字稲田 2 丁目 3 番地 9 トロニダツト・カサヌ・フナキ 昭和三十九年 3 月 11 日生
- 住所 京都市南区久世上久世町 156 番地 金勝博 昭和三十九年 8 月 26 日生
- 住所 大阪府八尾市安中町 8 丁目 10 番 17 号 水培鶴 昭和三十九年 1 月 27 日生
- 住所 千葉県 昭和三十九年 1 月 11 日生 李寧宣
- 住所 神奈川県茅ヶ崎市高田 3 丁目 22 番 6 号 村賢貞 昭和三十九年 7 月 4 日生
- 住所 川崎市高津区明津 155 番地 千勝之 昭和三十九年 12 月 8 日生
- 住所 神奈川県大和市鶴間 2 丁目 3 番 22 号 山崎裕子 昭和三十九年 5 月 8 日生
- 住所 岐阜県加茂郡坂町加茂山 1 丁目 12 番地 10 王卓 平成 3 年 7 月 20 日生
- 住所 千葉県柏市緑ヶ丘 7 番 1 号 金永根 昭和三十九年 9 月 21 日生
- 住所 昭和三十九年 2 月 27 日生 張良子
- 住所 昭和三十九年 4 月 24 日生 金真裕
- 住所 昭和三十九年 2 月 16 日生 金雄大
- 住所 昭和三十九年 10 月 22 日生 金渡大
- 住所 千葉県船橋市三山 2 丁目 11 番 5 号 金永錫 昭和三十九年 9 月 12 日生
- 住所 昭和三十九年 2 月 21 日生 康敬波
- 住所 昭和三十九年 3 月 10 日生 金賢
- 住所 昭和三十九年 2 月 1 日生 金仁
- 住所 昭和三十九年 11 月 18 日生 金輪
- 住所 昭和三十九年 11 月 17 日生 張鶴奎
- 住所 名古屋市名東区高針原 2 丁目 1810 番地 文甲龍 昭和三十九年 3 月 10 日生
- 住所 昭和三十九年 1 月 2 日生 金成子
- 住所 三重県松阪市郷野平生町 713 番地 ナサ・ネンバ 昭和三十九年 7 月 13 日生
- 住所 大阪府生野区倉和寺 1 丁目 7 番 22 号 襄修一 昭和三十九年 4 月 1 日生
- 住所 大阪府東淀川区豊新 3 丁目 21 番 3 号 梁成美 昭和三十九年 7 月 17 日生
- 住所 大阪府大阪市大野台 6 丁目 18 番 7—306 号 李君 昭和三十九年 4 月 6 日生
- 住所 大阪府茨木市美沢町 12 番 18 号 1 鄭知美 昭和三十九年 11 月 21 日生
- 住所 大阪府城東区鳴野東 2 丁目 23 番 7 号 金梨香 昭和三十九年 9 月 2 日生
- 住所 大阪府生野区桃谷 3 丁目 4 番 9 号 金奈未 昭和三十九年 4 月 11 日生
- 住所 昭和三十九年 1 月 26 日生 金歩未
- 住所 昭和三十九年 3 月 12 日生 金来未
- 住所 堺市堺区慶之町西 3 丁目 1 番 13 号 傅榮銘 昭和三十九年 10 月 22 日生
- 住所 静岡県藤枝市岡部町三輪 360 番地 2 リカルド・マサミ・オカバヤシ 昭和三十九年 3 月 1 日生
- 住所 静岡県藤枝市岡部町岡部 392 番地 オカバヤシ 昭和三十九年 6 月 23 日生
- 住所 東京都大田区大森北 3 丁目 22 番 13 号 黄金花 昭和三十九年 10 月 31 日生
- 住所 昭和三十九年 2 月 15 日生 歩智羽
- 住所 平成 25 年 7 月 26 日生 步智羽
- 住所 東京都港区麻布十番 4 丁目 4 番 1—2048 号 邱在皓 昭和三十九年 11 月 20 日生